

#### 下記の品名・ラベル、外装表示がある貨物は

# ご注意をお願いします。





- •花火
- •火薬
- •シートベルト(プリテンショナー)
- •発炎筒
- •クラッカー
- ・ハンドル(エアバッグ)





引火性液体類

- ・ライターオイル
- 石油類 (灯油・ガソリン等)
- •接着剤
- •化粧品(マニキュア・香水・除光液等)
- ・アロマオイル
- ・ペンキ
- アルコール飲料 (70度数以上のもの等)



- •木炭 (紀州備長炭・沖縄パイン炭を除く)
- •固形燃料
- <u>・アル</u>ミニウムの粉末



### 酸化性物質



酸化性物質

- •漂白剤
- •肥料 (硝酸)
- •オキシドール (濃度8%以上のもの)
- ·化学酸素発生装置 (緊急酸素吸入器)



#### 毒物類



- •殺虫剤
- ・染料
- •農薬
- ・ウィルス
- •メッキ薬



## 放射性物質等



- •核燃料物質
- 核原料物質
- •放射性同位元素



#### 腐食性物質



- •液体バッテリー
- ・トイレ用等洗剤 (濃度が高いアルカリ、塩酸・硫酸系)
- •水銀



# その他の有害物質



- •磁石
- ・ドライアイス (重量を申告していれば搭載可能)
- ・エンジン ・スピーカー
- ・発電機



#### 銃砲刀剣類

ラベル なし

- ・けん銃
- •剣 •小銃
- •飛び出しナイフ
- •猟銃
- **刀** (刃わたり15cm以上)

# リチウム電池

リチウム電池の 取り扱いについては 裏面をご覧ください

飛脚航空便



# リチウムイオン電池取り扱いについて

リチウムイオン電池が含まれる製品を航空機で貨物として輸送する際には ルールがございますので下記内容のご確認をお願いいたします。

#### 航空便として取り扱いできない代表例



#### よくある製品









#### 航空便として取り扱い可能なもの

リチウム電池が製品に組み込まれているもの(一梱包内の電池正味量5kg以下)





# 必ず必要なもの

下記ルールを全て満たしたうえで、左記ラベルの貼付または印字が必要 (梱包の外装に表示されている)

1)縦7cm × 横10cm以上 22必ずカラー印刷または印字 33外装梱包(見える場所)に 貼付